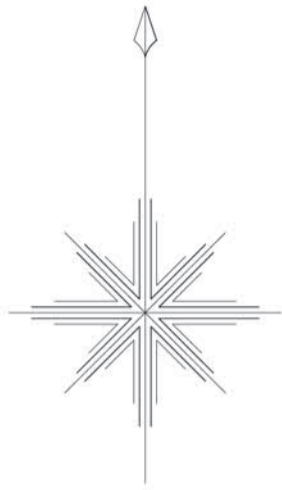


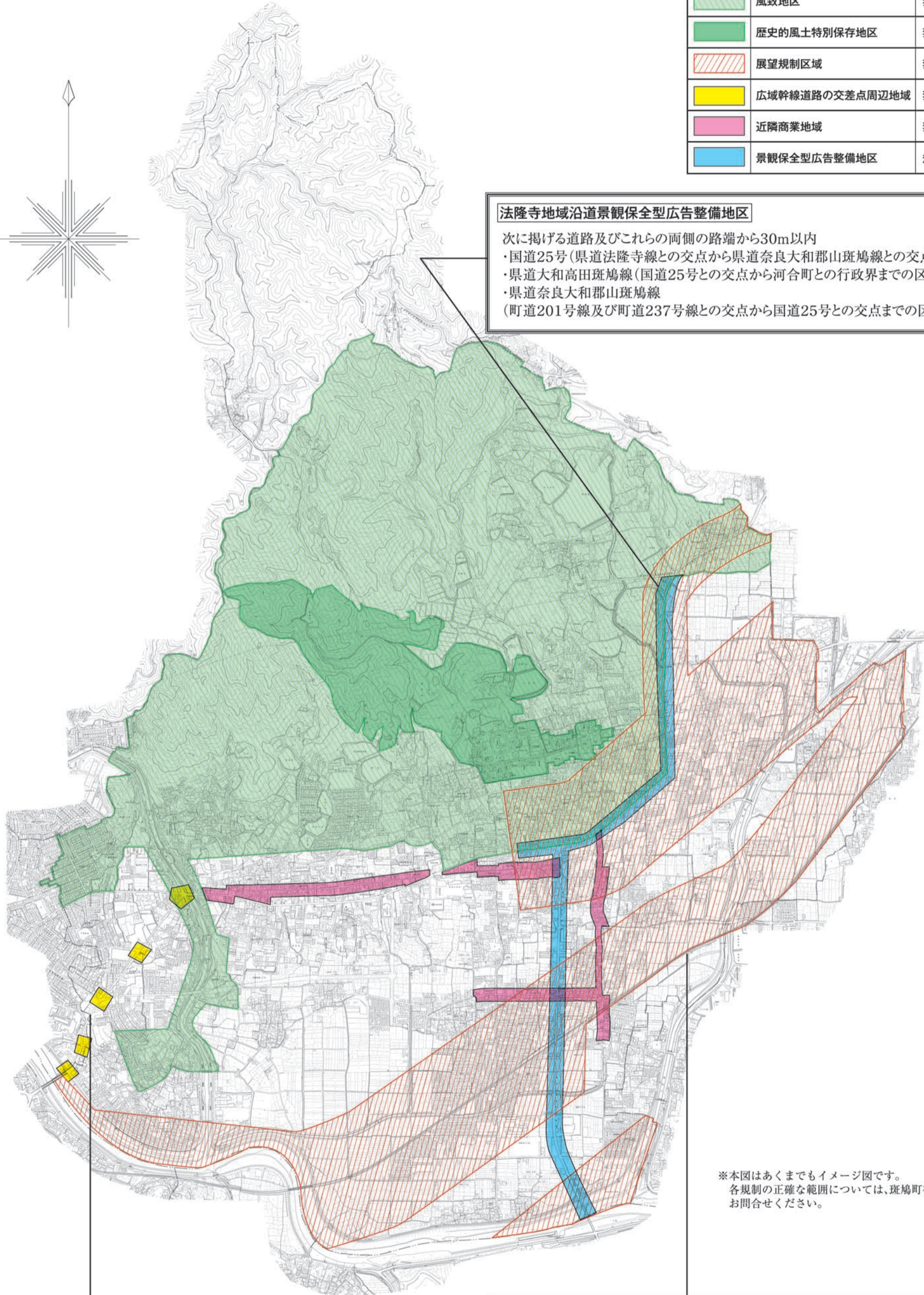
斑鳩町屋外広告物規制図



凡 例	
	風致地区 禁止地域
	歴史的風土特別保存地区 禁止地域
	展望規制区域 禁止地域
	広域幹線道路の交差点周辺地域 禁止地域
	近隣商業地域 禁止地域の適用除外
	景観保全型広告整備地区 規制区域

法隆寺地域沿道景観保全型広告整備地区

次に掲げる道路及びこれらの両側の路端から30m以内
 ・国道25号(県道法隆寺線との交点から県道奈良大和郡山斑鳩線との交点までの区間)
 ・県道大和高田斑鳩線(国道25号との交点から河合町との行政界までの区間)
 ・県道奈良大和郡山斑鳩線
 (町道201号線及び町道237号線との交点から国道25号との交点までの区間)



※本図はあくまでもイメージ図です。
 各規制の正確な範囲については、斑鳩町役場都市整備課にお問合せください。

広域幹線道路の交差点周辺地域

次に掲げる道路の信号を有する交差点の周辺30mの地域
 ・国道25号(龍田大橋から王寺町との行政界まで)
 ・国道168号(平群町との行政界から龍田大橋まで)

展望規制区域

※近隣商業地域と重なっている場所は除く

・JR関西本線の両側300m以内
 (大和小泉駅から法隆寺駅までの区間の東側及び南側を除く)
 ・国道25号の両側300m以内
 (大和郡山市小泉町の関西本線との交点から県道法隆寺線との交点までの区間)
 ・県道奈良大和郡山斑鳩線の両側100m以内
 (富雄川の交点から国道25号との交点までの区間)
 ・西名阪自動車道の両側500m未満

屋外広告物とは

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」（屋外広告物法第2条第1項）をいいます。

屋外広告物を掲出するときは事前のご相談を

斑鳩町内で屋外広告物を掲出しようとする場合は、あらかじめ町長の許可を受ける必要があります。ただし、自家用広告物などで、許可を受けずに掲出できる場合があります。また、屋外広告物の掲出が原則として禁止されている禁止地域や、他の地域よりも厳しい色彩基準に誘導を行っている「景観保全型広告整備地区」もあります。掲出が可能な場所や内容、またその手続きの方法について、あらかじめお問合せください。

他法令に基づく規制・手続きも忘れずに

道路占用許可 問合せ：町道→建設農林課

県道・県管理の国道→郡山土木事務所（0743-51-0201（代））

国道→奈良国道事務所奈良維持出張所（0742-34-3581（代））

道路敷地や道路の上空に広告物を掲出する場合は、道路占用の許可を得る必要があります。

工作物確認申請 問合せ：郡山土木事務所（0743-51-0201（代））

高さ4mを超える広告塔等を設置する場合、建築基準法に基づく確認申請が必要です。

埋蔵文化財 問合せ：斑鳩文化財センター（0745-70-1200）

斑鳩町内において工事などを行う場合、埋蔵文化財に係る手続きが必要となる場合があります。

風致地区 問合せ：都市整備課

風致地区内において、1.5mを超える工作物を設置する場合は、あらかじめ町長の許可を受ける必要があります。なお、屋外広告物の意匠面の審査は奈良県屋外広告物条例に基づき行いますが、支柱など躯体についての審査は斑鳩町風致地区条例に基づき行います。「棒状工作物等」「その他工作物」の色彩に関する許可基準は「濃茶」となっていますので、あらかじめご留意ください。

景観法 問合せ：都市整備課

斑鳩町内全域が景観法に基づく届出区域となっています。届出対象となる行為かどうか、あらかじめ確認をお願いします。なお、届出が必要となる行為をされる場合は、景観形成基準に合致するようご留意いただき、行為着手の30日前までに届出てください。

街区基準点 問合せ：財政課

街区基準点に影響を及ぼす可能性のある工事をする場合は届出が必要となる場合があります。

斑鳩町内の主な屋外広告物規制の概要

提出するエリア	提出する屋外広告物	許可不要			要許可			備考
		自家用広告物 (面積上限) 単位:m ²	自己管理地 広告物(面積上限) 単位:m ²	道標 (守法上限) 単位:cm	自家用 広告物	自己管理地 広告物	その他の 広告物	
禁止地域	歴史的風土特別保存地区	5	1	縦30 横75	×	×	×	※複数の規制がかかっている地域については、全ての規制に照らして掲出できるもののみ掲出できます。
	風致地区 (歴史的風土特別保存地区を除く)	7	5	縦40 横105	×	×	×	
	展望規制区域 (近隣商業地域を除く)	10	5	縦40 横105	△	×	×	
	広域幹線道路の 交差点周辺地域	10	5	縦80 横240	○	×	×	
許可地域	町内全域 (禁止地域を除く)	10	5	縦40 横105	○	○	○	
規制区域	景観保全型 広告整備地区	10	5	縦40 横105	△	△	△	・許可基準より厳しい誘導基準にて規制を行っています。 ・許可不要の場合も届出が必要な場合があります。

※○は許可基準に合う屋外広告は掲出可、×は掲出不可、△は許可基準のほか一定の要件を満たすもののみ掲出可、を表します。
※上表の禁止地域ほかにも、墓地、火葬場、都市公園などの禁止地域があります。(詳細は「屋外広告物許可申請の手引き」参照)
※上表に記載しているもの以外にも、許可の適用除外にて掲出できるものがあります。(詳細は「屋外広告物許可申請の手引き」参照)

問合せ

〒636-0198 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号

TEL 0745-74-1001 (代)

斑鳩町役場 都市建設部 都市整備課

※「屋外広告物許可申請の手引き」抜粋

適用除外

次の屋外広告物や掲出物件については、屋外広告物に関する一定の規制の適用が除外されます。

《禁止地域・禁止物件・許可地域に許可を受けずに掲出できる屋外広告物》

- 公職選挙法、その他の法令の定めるところにより行う選挙活動、または政党、その他の政治団体の選挙における政治活動のために表示されるもの
- 他の法令の規定により表示を認められたもの、または義務づけられたもの
- 国、公共団体又は知事が認める公共的団体がその事務、事業に関して公共の利益のために表示するもの
- 自家用広告物で次の基準に適合するもの

広告物の掲出場所	広告物の設置基準	
	広告物の総表示面積	その他の事項
・歴史的風土特別保存地区	5㎡以内	イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものの色彩は薄色で減しないもの
・歴史的風土保存区域 ・風致地区	7㎡以内	
・上記以外の地域	10㎡以内	

※自家用広告物とは、次の条件をすべて満たす広告物をいいます。
(1) 自己の事業又は営業に関する広告物
(2) 自己の事務所、事業所、営業所等に表示するもの

- 自己管理地広告物で次の基準に適合するもの

広告物の掲出場所	広告物の設置基準
・歴史的風土特別保存地区	広告物の総表示面積が1㎡以内
・上記以外の地域	広告物の総表示面積が5㎡以内

※自己管理地広告物とは、次の基準をすべて満たす広告物をいいます。
(1) 自己の所有する土地又は建造物の一部に表示する広告物
(2) 管理上表示の必要があるもの

- 講演会、講習会、展覧会、音楽会等に関するもので会場の敷地内に表示するもの
- 車両に表示されるもの
- 慣例、その他特別の理由によりやむを得ないと知事が認めるもの
 - ・神社、寺、教会が宗教行事のため表示するもの
 - ・年中行事のために主催者が表示するもの
 - ・冠婚葬祭のため表示するもの

《禁止地域のうち広域幹線道路の交差点周辺地域で許可を受ければ掲出できる屋外広告物》

- 自家用広告物で広告物の総表示面積が10㎡を超えるもの

《禁止地域・許可地域に許可を受けずに掲出できる屋外広告物》

- 道標、案内板で次の基準に適合するもの

広告物の掲出場所	種類	広告物の設置基準
・歴史的風土特別保存地区	道標	・縦30cm以下 かつ 横75cm以下
	案内板	・重要文化財、史跡名勝天然記念物（仮指定を含む。）、奈良県指定文化財の紹介・案内を目的とするもの ・面積が5㎡以下
・広域幹線道路の交差点周辺地域	道標	・縦80cm以下 かつ 横240cm以下 ・地盤面から広告物の上端までの高さ4m以下（同一支柱に二以上の広告物を縦に表示する場合は4.8m以下）
	案内板	・重要文化財、史跡名勝天然記念物（仮指定を含む。）、奈良県指定文化財の紹介・案内を目的とするもの ・面積が5㎡以下
・上記以外の地域	道標	・縦40cm以下 かつ 横105cm以下
	案内板	・重要文化財、史跡名勝天然記念物（仮指定を含む。）、奈良県指定文化財の紹介・案内を目的とするもの ・面積が5㎡以下

※電柱・街灯柱及びこれらに類するものには掲出できません。
道標を設置する際は奈良県景観・自然環境課までご相談下さい。

《禁止地域のうち展望規制区域で許可を受ければ掲出できる屋外広告物》

- 自家用広告物で広告物の総表示面積が10㎡を超え、次の基準に適合するもの

広告物を掲出する場所の用途地域	敷地内の建築延面積	広告物の総表示面積
・準工業地域	500㎡以下	20㎡以下
	500㎡超 1,000㎡以下	30㎡以下
	1,000㎡超	40㎡以下
・上記以外の地域	500㎡以下	15㎡以下
	500㎡超 1,000㎡以下	25㎡以下
	1,000㎡超	35㎡以下

・鉄道、道路敷地からの距離が20mを増すごとに、広告物の総表示面積の上限にそれぞれ10分の1の面積を加算する。
・建築物又はその他の工作物に直接設置するものは、広告物の広告面に直交する地点より展望した場合の建築物又は工作物の垂直投影面積の5分の1を超えないこと。
・特定商品名を表示する場合は、その表示面積は各広告物の表示面積を合算した面積の3分の1以下であること。
・特定商品名のみを表示するものでないこと。

《許可地域で許可を受けずに掲出できる屋外広告物》

- 放送事業者、新聞社、通信社の発行する速報、またはこれを掲出する物件
- 短期間の表示、または設置で次のもの
 - (1) 広告面に表示期間と責任者の住所・氏名を明記した面積0.5㎡以下の広告物で、表示期間が一週間以内のもの
 - (2) 一定の場所を定めて設置する広告物を掲出する物件（自治会の掲示板等）に表示する広告物で、表示期間が二週間以内のもの